

避難計画[原子力災害]作成ガイドライン

～原子力災害における広域避難の対応について～



平成26年12月

宮 城 県

目 次

第1章 一般的事項	
1 本書の主旨	1
2 定義	1
3 基本方針	1
4 本書の見直し	2
第2章 避難計画の対象地域	
1 対象地域	3
2 広域避難先	7
3 避難経路	7
4 一時集合場所	8
第3章 防護対策の決定	
1 防護対策の決定に係る基準等	9
2 避難等指示の基本的考え方	10
第4章 住民への情報伝達・広報	
1 住民への情報伝達体制	17
2 住民広報活動	18
第5章 住民への防護措置	
1 基本的事項	19
2 一般住民の避難	22
3 要配慮者（施設敷地緊急事態要避難者を含む）の避難	24
第6章 避難住民の支援体制等	
1 避難所及び福祉避難所の開設	32
2 避難所及び福祉避難所の運営	33
3 避難が長期化した場合の対応	33

【資料編】

・参考資料1	原子力災害対策重点区域の人口等	37
・参考資料2	避難推奨経路に関する資料	
1	女川町	52
2	石巻市	53
3	登米市、涌谷町、美里町及び南三陸町	54
4	東松島市	55
・参考資料3	道路、港湾及びヘリポートに関する資料	
1-1	原子力発電所周辺の道路図	56
1-2	原子力発電所周辺の道路状況	62
2-1	港湾分布図	72
2-2	漁港等整備状況	73
3-1	ヘリポート適地分布図	77
3-2	ヘリポート適地状況	79
・参考資料4	避難手段（バス・船舶等）に関する資料	
1-1	緊急輸送車両状況	80
1-2	防災関係機関輸送車両の状況	82
2-1	船舶保有状況	84
2-2	防災関係機関保有船舶の状況	88

第1章 一般的事項

1 本書の主旨

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故においては、従来定めていた原子力防災対策を重点的に実施すべき地域である原子力発電所から概ね10km圏を越える地域に対して避難指示が出され、住民等は遠方の自治体に広域避難を行う状況となった。

この事故の教訓を踏まえ、平成24年10月に原子力災害対策指針が制定され、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が原子力発電所から概ね30km圏に拡大されるとともに、国の防災基本計画（原子力災害対策編）において、当該地域を含む地方公共団体は広域避難に関する計画を策定することとされた。

このことを受け、平成25年2月に宮城県地域防災計画[原子力災害対策編]を修正し、東北電力株式会社女川原子力発電所から概ね30km圏内の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を包含する女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町（以下「関係市町」という。）が、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）に定める原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において避難を行う際には、当該地域外に避難することを定めたところである。

本書は、宮城県地域防災計画[原子力災害対策編]第2章第13節1の規定に基づき、関係市町が避難計画を作成する際に必要となる基本的事項を定めたものである。基本的に個別の県及び市町村の境界を越えた避難について記載するが、関係市町においては本書を参考とし、単独の自治体内で避難が完結する場合においては本書を準用しながら、国の指針等も参考として、地域の実情に合わせた具体的事項を定めた避難計画を準備いただきたい。また、原子力防災関係機関においては、本書を良く理解の上、迅速かつ確実な避難を実施できる体制を構築されたい。

2 定義

本書で用いる用語については、以下に示す用語以外は、宮城県地域防災計画[原子力災害対策編]における用語の定義と同義である。

- ・避難：単に避難と記す際は、避難及び一時移転を示す。

※避難と一時移転については、第2章「【参考】避難、一時移転及び屋内退避について」を参照のこと。

3 基本方針

- (1) 原子力災害と自然災害が複合して発生した際を想定し、人命確保を最優先とした住民の安全対策をあらかじめ検討すること。

特に自然災害発生時においては、状況により原子力災害時の対応を行うことにより生命の危険性が高まる行動（例えば、沿岸部における津波発生時や山間部における土砂災害時の屋内退避又は避難等）もあることから、事前に行動手順を定めておくこと。

- (2) 住民や防災業務関係者等に対して、避難先及び避難ルートをあらかじめ明示すること。また、

複合災害時等における臨機への対応が必要となった場合も念頭に、迅速かつ確実に情報伝達が行える体制を整備すること。

- (3) 避難の実施に通常以上の時間を要する要配慮者等については、避難手段の早期確保や一般住民よりも優先的避難を行うことにより、円滑かつ迅速な避難の確保を図ること。

4 本書の見直し

本書は、国の法令、指針等及び宮城県地域防災計画[原子力災害対策編]の修正、国による広域避難の実効性向上に係る検討結果並びに国、防災関係機関及び関係市町等との協議結果等を踏まえ、修正の必要があると認める場合には、これを変更するものとする。

第2章 避難計画の対象地域

1 対象地域

避難計画の対象地域は、宮城県地域防災計画[原子力災害対策編]に定める東北電力株式会社女川原子力発電所から概ね5km圏内の予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）及び概ね30km圏内の緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）とし、下表に示す地域とする。

(1) 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）

市町名	地域名
女川町	高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ヶ崎、竹浦、出島、寺間
石巻市	(荻浜) 荻浜、小積浜 (牡鹿) 鮫浦、前網、寄磯、大谷川、谷川、泊

(2) 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）

市町名	地域名
女川町	大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、上四、上五、西一、西二、黄金、南、小乗、高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、女川一、女川二、大原一、大原二、大原三、大原四、清水一、清水二、清水三、宮ヶ崎、石浜東、石浜西、桐ヶ崎、竹浦、尾浦、御前浜、指ヶ浜、出島、寺間、江島
石巻市	(石巻) 日和が丘一丁目第1、日和が丘一丁目第2、日和が丘二丁目、日和が丘三丁目第1、日和が丘三丁目第2、日和が丘四丁目、大手町、南光町第1、南光町第2、宜山町、門脇町一丁目、羽黒町一丁目第1、羽黒町一丁目第2、羽黒町二丁目、中央一丁目第1、中央一丁目第2、中央二丁目第1、中央二丁目第2、中央三丁目、泉町一丁目第1、泉町一丁目第2、泉町二丁目第1、泉町二丁目第2、泉町三丁目第1、泉町三丁目第2、泉町四丁目第1、泉町四丁目第2、立町一丁目、立町二丁目、穀町第1、穀町第2、千石町、鑄銭場、住吉町一丁目、住吉町二丁目第1、住吉町二丁目第2、駅前北通り一丁目、駅前北通り二丁目、駅前北通り三・四丁目、南中里三丁目、南中里四丁目、中里二・三丁目、中里五・七丁目、中里四丁目、中里六丁目、中里一丁目、南中里一丁目・二丁目、東中里一・二・三丁目、元倉一・二丁目、旭町第1、旭町第2、水押公営住宅、水押一丁目、水押二・三丁目、開北一丁目、開北二丁目第1、開北二丁目第2、開北三丁目、開北四丁目、大橋一・二・三丁目、水明北一丁目、水明北二丁目、水明北三丁目、水明南一丁目、水明南二丁目、清水町一丁目、清水町二丁目、新橋第1、新橋第2、山下町一丁目、山下町二丁目、田道町一丁目、田道町二丁目、錦町第1、

市町名	地域名
石巻市	<p>(石巻)</p> <p>錦町第2、西山町、末広町、双葉町第1、双葉町第2、貞山一丁目、貞山二丁目、貞山三・四・五丁目、明神山、上釜第1、上釜第2、下釜第2、下釜第3、下釜第4、下釜第5、上大街道第1北・東部、上大街道第1北・西部、上大街道第1南・東部、上大街道第1南・西部、上大街道第2、上大街道第3、下大街道第1、下大街道第2東、下大街道第2西、下大街道第3、下大街道第4東、下大街道第4西、不動町一丁目第1、不動町一丁目第2、不動町二丁目、藤の巻、八幡町一丁目、八幡町二丁目、田町、湊町一丁目、湊町二丁目、湊町三丁目、湊町四丁目、吉野町一丁目第1、吉野町一丁目第2、吉野町二丁目、吉野町三丁目、御所入、大門町三・四丁目、明神町一・二丁目、伊原津、鹿妻北第1、鹿妻北第2、鹿妻北第3、鹿妻南一・二丁目、鹿妻南三・四・五丁目、松並、緑町、鹿妻公営住宅、仮設水押球場団地、仮設大橋団地</p> <p>(渡波)</p> <p>鹿松、際、原、千刈田、浜松町、東黄金浜、南黄金浜、栄田第1、栄田第2、松原町、大宮町、長浜町、幸町、渡波町一丁目、榎壇、渡波町二丁目、渡波町三丁目、三和町、後生橋・宇田川町、万石町、塩富町一丁目、塩富町二丁目、祝田1区、祝田2区、佐須、小竹浜、表沢田、流留、うしお町、垂水町、万石浦1区、万石浦2区、仮設渡波第一団地、仮設渡波第二団地、仮設万石浦団地</p> <p>(稲井)</p> <p>南境西部、南境東部、大瓜棚橋、大瓜亀山、大瓜井内、大瓜八津、大瓜入、高木西部、高木東部、水沼西部、水沼東部、真野内原、真野日向日影、真野小島、沼津、裏沢田、井内東部、井内西部、仮設開成1・2団地、仮設開成3・4・5・6・14団地、仮設開成7・8団地、仮設南境第7団地第1、仮設南境第7団地第2、仮設南境第7団地第3、仮設開成第9・10・13団地</p> <p>(荻浜)</p> <p>折浜、蛤浜、桃浦、月浦、侍浜、荻浜、小積浜、牧浜、竹浜、狐崎浜、鹿立浜、福貴浦</p> <p>(蛇田)</p> <p>新橋、境谷地、丸井戸第1、丸井戸第2、中塚第1、中塚第2、谷地第1、谷地第2、谷地第3、新谷地前、上第1、上第2、太田切、福村、裏、沖、仲、浜江場、東前沼第1、東前沼第2、新下前沼、向陽町一丁目、向陽町二丁目第1、向陽町二丁目第2、向陽町三丁目、向陽町四丁目、向陽町五丁目第1、向陽町五丁目第2、あけぼの、仮設蛇田中央団地</p>

市町名	地域名
石巻市	<p>(田代) 大泊、仁斗田</p> <p>(河北) 成田、飯野川仲町、飯野川上町、飯野川本町、旧屋敷、五味、元相野谷、中島上、中島下、中野、牧野巣、皿貝、馬鞍、五十五人、鶴家、沢田崎山、川の上、後谷地、吉野、岩崎、飯野本地、飯野新田、北境、東福田、大土、梨木舟渡、大森、辻堂、三輪田上、三輪田中、三輪田下、福地、横川、谷地、針岡第一、針岡第二、入釜谷、仮設飯野川校団地、仮設追波川多目的団地、仮設大森第1、2団地、仮設大森第3団地、仮設大森第4団地</p> <p>(雄勝) 名振、荒、船越、大須上、大須下、大須船隠、熊沢、羽坂、桑浜、立浜、大浜、雄勝、水浜</p> <p>(河南) 根方、黒沢、駅前、定川、山崎、和湊山根、和湊町上、和湊町、笈入、中山・上谷地、梅木、新田町、四家、本町、道的・三軒谷地、谷地中、曾波神、中塚、山根、しらさぎ台、沢田、館、糠塚、砂押、柏木、町下、町上、新田、青木、朝日、大番所、大沢、箱清水、表沢、俵庭、小崎、仮設押切沼団地、仮設しらさぎ台団地、仮設東北電子団地、仮設旭化成団地、仮設前山団地、仮設糠塚団地</p> <p>(桃生) 倉塚、深山・牛田、寺崎舟場、寺崎上、寺崎下、中津山上、中津山下・四軒、城内館下、城内嶺、新田上、新田下、給人町上、給人町下、神取上、神取下、高須賀下、高須賀上、小池、太田西、拾貫、入沢、檜崎東・山田、檜崎西、永井、裏永井、仮設永井・倉塚団地、仮設桃生中津山団地、仮設城内団地</p> <p>(北上) 橋浦本地、橋浦大須上、橋浦大須下、長尾上、長尾下、行人前、二丁谷地、泉沢、中原、要害、大上、追波上、追波下、吉浜、月浜、長塩谷、白浜、小室、小泊、大室、相川上、相川下、小指、大指、小滝、にっこり団地</p> <p>(牡鹿) 鮎川第1、鮎川第3、鮎川第5、鮎川第6、金華山、新山、長渡中小路、長渡根組、網地、十八成、小湊、給分、大原、小網倉、谷川、大谷川、鮫浦、泊、前網、寄磯、鮎川小学校団地</p>

市町名	地域名
登米市	<p>(津山)</p> <p>東下在、西下在、平形、元町第一、元町第二、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、宮町、小川町、石貝、入沢、横山1区、横山2区、横山3区、横山4区、横山5区、横山6区、横山7区、横山8区、横山9区、横山10区、横山11区、黄牛町</p> <p>(豊里)</p> <p>上町、新町、横町、仲町、川前、下町、西二ッ屋、加々巻、白鳥、鵜波、東二ッ屋、浦軒、上谷地、十五貫、大曲、竹花、保手、庚申、長根、山根</p>
東松島市	<p>(矢本)</p> <p>上町一、上町二、上町三、北区官舎、駅前、河戸、四反走、西新町、上河戸一、上河戸二、上河戸三、上河戸四、若葉、下町一、下町二、下町三、下町四、下町五、大溜、東大溜、関の内一、関の内二、関の内三、作田浦、下浦、南浦官舎、立沼、鹿妻一、鹿妻二、道地、上小松、沢田、前里、手招、前柳、下小松、谷地、小松台、五味倉、上納、横沼東、横沼西、横沼一、横沼二、貝殻塚一、貝殻塚二、貝田、筒場、高田、上浜一、上浜二、上浜三、下浜一、下浜二、照井、御下、中東、寺、六槍、八幡、裏、横関、南一、南二、南三、新川前、南四、南五、南六、南緑、南新一、南新二、柳北、柳上、柳下、柳西、塩入、表、中、大島、裏一、裏二</p> <p>(鳴瀬)</p> <p>小野上、小野下、根古、高松、往還上、往還下、平岡、浜市、中下、新町、亀岡東、亀岡南、大浜、室浜</p>
涌谷町	大谷地、短台
美里町	小島
南三陸町	荒町上、荒町下、西戸上、西戸下、折立上、折立下、林、水戸辺、在郷上、在郷下、波伝谷上、波伝谷下、津の宮、滝浜、藤浜、長清水、寺浜、大久保

2 広域避難先

広域避難については、避難住民の負担軽減及び避難住民に対する県及び関係市町による確実な支援実施の観点から、基本的に県内自治体への避難を行うものとする。また、各自治体の避難住民が複数の自治体に分かれる場合には、出来るだけ避難先自治体を隣接するよう心がけ、面的な繋がりを形成するよう配慮する。

原則として、県は関係市町と避難先自治体の調整を実施し、関係市町は県が調整した避難先自治体とあらかじめ受入施設や避難所運営方法等、具体的な要件等について取り決めを行うものとする。県が調整した関係市町の広域避難先を下表に示す。

なお、避難が必要な局面において、複合災害等の理由により避難先自治体が甚大な影響を受け、避難住民の受け入れを行うことが困難となった際には、県が近隣県等への避難受入について調整を行い、避難先を確保することとする。

表 2-2-1 避難元自治体と避難先自治体の関係

避難元市町名	避難先市町村名
女川町	栗原市
石巻市	仙台市、塩竈市、気仙沼市、白石市、角田市、多賀城市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
登米市	(登米市内の30km圏外に避難)
東松島市	仙台市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町
涌谷町	(涌谷町の30km圏外に避難)
美里町	(美里町の30km圏外に避難)
南三陸町	登米市
合計	県内31市町村

3 避難経路

(1) 避難経路の設定

避難を実施する際に住民が通過する経路の設定に当たっては、以下の事項に留意すること。

- ① 「参考資料2 避難推奨経路に関する資料」を踏まえ、避難対象地区と避難先自治体までの地理的状況及び道路状況等を勘案の上、できるだけ複数の避難候補経路を設定し、基本的な避難候補経路については、あらかじめ住民に周知しておくこと。
- ② 避難候補経路の設定に当たっては円滑な避難を実施するため、住民の動線が交差しないよう注意すること。
- ③ 避難指示又は避難準備の発令が見込まれる段階で、県及び関係市町は災害状況や避難候補経路の状況等を踏まえ、県警察本部及び道路管理者等の関係機関と調整を行い、避難経路を決定すること。

(2) 避難誘導及び交通規制体制

- ① 避難を円滑かつ確実に実施するため、県警察本部は道路管理者等と連携し、あらかじめ避難実施時における交通規制及び交通誘導體制を整える。
- ② 県警察本部は、避難指示又は避難準備の発令が見込まれる段階で、災害状況や避難候補経路の状況等を踏まえ、県及び関係市町等の関係機関と調整を行い、県及び関係市町が決定した避難経路により円滑な避難ができるよう、交通規制及び交通誘導を実施する。

4 一時集合場所

バスや自衛隊車両、大型船舶、ヘリコプター等の輸送手段による集団避難に備え、住民が当該車両等に乗車等するための一時集合場所をあらかじめ定めておくこと。

一時集合場所の設定に当たっては、住民が集合しやすく大型の輸送車両が近接できる施設を選定する必要があるが、配置については地理的状況を勘案し、半島部であれば各行政区毎、都市部であれば学区単位とし、安定ヨウ素剤を分散配備する学校を選定する等、合理的かつ効果的な配置となるよう検討の上、設定すること。

5 避難所受付ステーション

(1) 避難元自治体と避難先自治体が調整し、あらかじめ定めておくこと

- ① 住民が避難先自治体に到着後、住民に対し、行政区画（区）毎に避難所を指示する場所である「避難所受付ステーション」をあらかじめ定めておくこと。
- ② 避難所受付ステーションの設定に当たっては、例えば役場や市民会館等の住民が集合しやすく大型の輸送車両が近接できる施設を選定すること。
- ③ 行政区画（区）毎の避難所割り当て案を定めておくこと。

(2) 運営方法

- ① 県又は関係市町から開設の要請を受けた段階で、基本的に避難先自治体が開設すること。
- ② 避難先自治体は、あらかじめ準備している行政区画（区）毎の避難所割り当て案で指定されている避難所が使用可能な状況であるか確認するとともに、使用不可能な場合には、避難所割り当て案で指定されている他の避難所への割り当てを調整する。なお、避難先自治体のみでの対応が困難な場合は、その状況を県災害対策本部へ連絡すること。
- ③ 県災害対策本部は、県内全自治体の避難所受付ステーションからの使用可能な避難所の情報を集約し、空き避難所かつ暫くの間は避難指示が発令されない見込みの地区の避難所を把握しておくこと。
- ④ 県災害対策本部は、避難先自治体から当該自治体のみで対応困難との連絡を受けた場合には、県内他市町村若しくは近隣県等の避難所に再割り当てを行い、該当自治体（避難所受付ステーション）に結果を通知すること。
- ⑤ 避難所受付ステーションでは、住民到着後、あらかじめ準備している行政区画（区）毎の避難所割り当て案（県災害対策本部から再割り当て案が示された場合には当該案）に従い、住民に対して避難所を案内する。その際、避難先近辺の地理に不案内な者に対しては、避難所まで

の地図を配布することが望ましい。

第3章 防護対策の決定

1 防護対策の決定に係る基準等

緊急事態の初期対応段階において実施する防護措置の基準として、基本的に環境中へ放射性物質が放出される前は、緊急事態区分及び緊急時活動レベル(EAL:Emergency Action Level)を用い、放射性物質放出後は、運用上の介入レベル(OIL:Operation Intervention Level)が用いられ、国から避難指示等が行われることとなっている。

(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル(EAL)

主に環境中に放射性物質が放出される前の段階において、予防的防護措置を実施するために原子力発電所の状態等で設定されるもので、表3-1-1のとおり定められている。

表3-1-1 緊急事態区分とEAL等の枠組みとの関係

緊急事態区分	概要	EALの例	原災法等との関係
警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階	非常用母線への交流電源が1系統になった場合 等	警戒事象に対応
施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階	原子炉停止中に原子炉水位が非常用炉心冷却装置の作動水位まで低下 等	特定事象に対応 (原災法第10条)
全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階	照射済燃料集合体貯蔵プールの水位が、燃料集合体の露出水位まで低下 等	原子力緊急事態に対応 (原災法第15条)

(2) 運用上の介入レベル(OIL)

環境中に放射性物質が放出された後の段階において、主に確率的影響のリスクを低減するための防護措置を実施するために、緊急時モニタリング結果と比較して判断するための基準として設定されるもので、表3-1-2のとおり定められている。

表3-1-2 避難、一時移転及び屋内退避に係るOIL

基準の種類	基準の概要		初期設定値
	防護措置の概要		
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)
		数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)
		1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。	

【参考】避難、一時移転及び屋内退避について

○避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

【避難】空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施。

【一時移転】緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間の内に当該地域から離れるため実施。

○屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策で、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置であり、避難指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。

特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

(参考) 原子力災害対策指針(平成25年9月5日全部改正 原子力規制委員会)

2 避難等指示の基本的考え方

(1) 避難等指示の発出時期

女川原子力発電所の状況及び緊急時モニタリング結果等を踏まえ、国から緊急事態区分及びO I Lに基づいた避難等指示が発令される。発令に係るフローを図3-2-1、避難指示地域の概念図を図3-2-2に示す。

なお、状況を総合的に勘案して、国の指示が発令される前に避難等指示が必要な際には、関係市町長は原災法第28条第2項及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(以下「災対法」という。)第60条に基づき避難等指示を行い、関係市町長が避難等指示を行うことができない場合は、知事が原災法第28条第2項及び災対法第60条第6項に基づく避難等指示の代行を行う。

(2) 避難等指示の区域

- ① 避難等指示に当たっては、第2章「1 対象地域」に示す防災対策に係る行政区画(区)を単位として実施すること。
- ② 関係市町は、住民等が心理的な動揺と混乱を起こす事なく指示に従って行動ができるよう、あらかじめ「参考資料1 原子力災害対策重点区域の人口等」に示す行政区画(区)毎の住民状況及び次の事項を把握し、又は定めておくとともに定期的に更新すること。

イ 地区の連絡責任者

ロ コンクリート屋内退避施設(名称、所在地、収容可能人員数)

ハ 移送を要する推定人員

ニ その他必要な事項

(3) 避難等指示に当たっての留意事項

① 複合災害への対応

原子力災害と自然災害が複合して発生した際を想定し、人命確保を最優先とした住民の安全対策をあらかじめ検討すること。

特に自然災害発生時においては、状況により原子力災害時の対応を行うことにより生命の危険性が高まる行動(例えば、沿岸部における津波発生時や山間部における土砂災害時の屋内退避又は避難等)もあることから、事前に行動手順を定めておくこと。

なお、PAZを含む関係市町においては、地域に放射線防護対策施設を整備しており、当該施設の利用も念頭に置くこと。

② 段階的避難の実施

避難等指示は、緊急事態区分及びO I Lに基づき、災害等の状況に応じて段階的に発令されることから、基本的に段階的避難を行うこととする。

③ 避難所要時間の短縮(交通量の抑制による交通渋滞の低減)

避難の実施に当たっては、交通渋滞が避難所要時間を増長させる原因となることから、交通量の抑制及び交通規制等により、交通渋滞の低減に努めるものとする。

i) 避難対象区域

交通量を抑制させるため、関係市町は住民に対し、自家用車による避難を行う際には、できるだけ家族及び近隣住民等で乗り合わせて避難するよう、住民広報を実施することとする。

ii) 避難対象地区外

県及び関係市町は段階的避難の内容について県民に周知し、避難指示区域外における自主避難率を低減させ、避難指示区域の住民が円滑かつ迅速にUPZ外に避難できるようにすること。

また、県警察本部は県災害対策本部長の要請に基づき、状況により定める区域内への交通流入を抑制するよう、交通規制を行うこととする。

④ 地勢を勘案した避難手順

東北電力株式会社女川原子力発電所は牡鹿半島の中央部に位置しており、PAZが半島を南北に分断する形となっている。

避難に際し、牡鹿半島南部の住民は陸上の避難経路を使用する場合、PAZを一旦通過する必要があり、住民防護の観点から当該地区の避難指示については、PAZに係る避難指示との一体的検討（PAZの避難実施に次ぐものとする等）若しくは船舶等による避難が必要であることから、あらかじめ避難手順を検討すること。

【参考】女川原子力発電所に係る緊急時防護措置区域の避難時間推計結果について

県では関係市町において避難計画を策定する際の参考資料とするために、平成25年度に女川原子力発電所に係る避難時間推計を実施し、PAZ内の住民及び牡鹿半島南部の住民が女川原子力発電所から5kmまでの範囲から離脱する時間並びにUPZ内の住民がUPZ外に避難するまでの時間等を推計した。なお、避難手段は、避難指示対象地域の住民全員が、各戸1台の自家用車で避難することを想定した。

○自主避難率と避難所要時間の関係

避難等指示は、緊急事態区分及びOILに基づき、災害等の状況に応じて段階的に発令されることから、初期においては、PAZが避難対象地区となり、UPZは屋内退避対象地区となる。(図3-2-1参照)

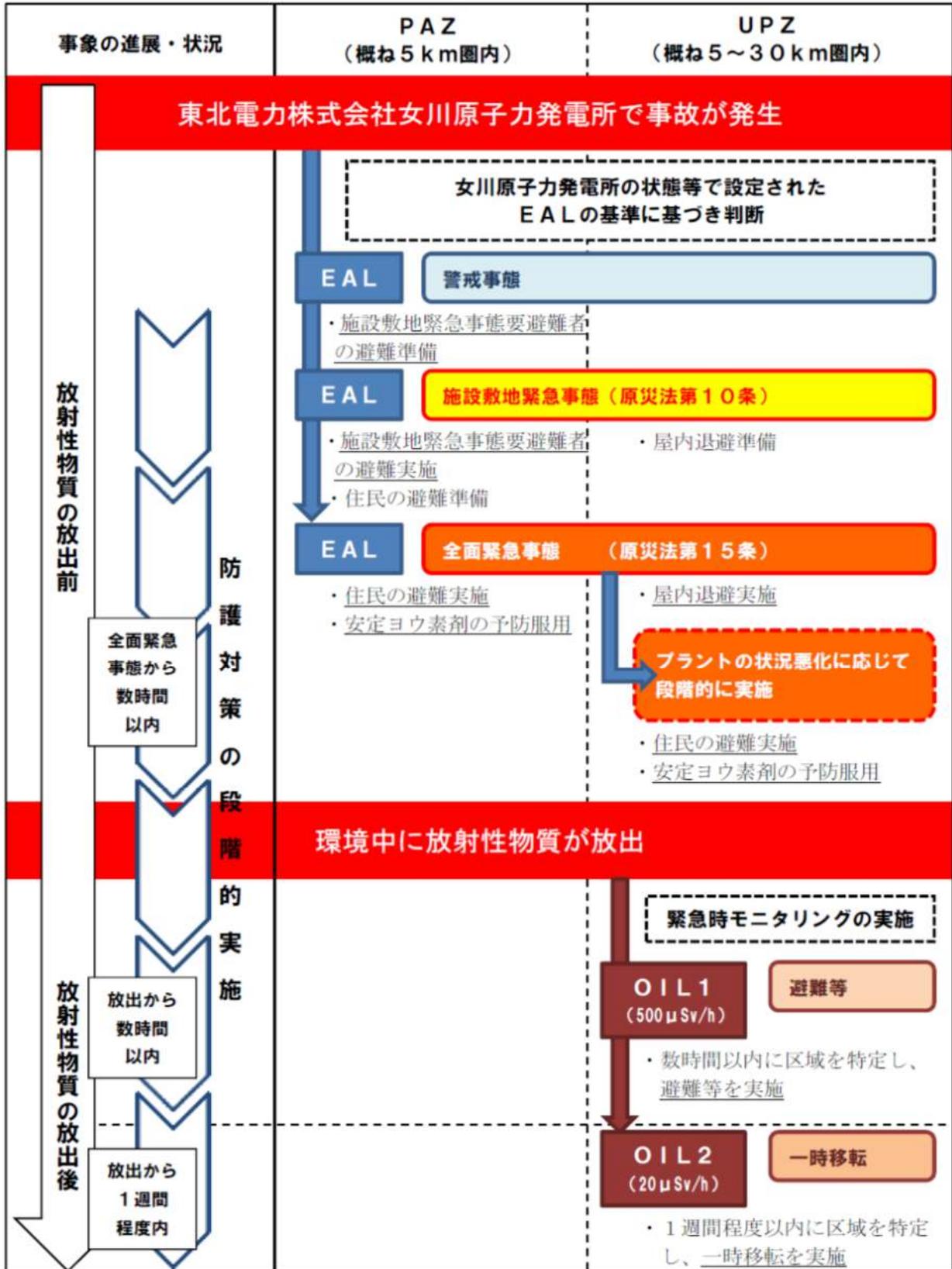
UPZ内住民が屋内退避を行わずにUPZ外へ自主避難する割合を変化させて、PAZ内の住民及び牡鹿半島南部の住民が女川原子力発電所から5kmまでの範囲から離脱する時間について推計したところ、下表のとおりUPZ内住民の自主避難率の増加に従い、離脱時間が延びる結果が得られた。

この事象は、自主避難による交通量の増加により、石巻市内で発生した渋滞が牡鹿半島中央部にかけて延伸し、渋滞解消にも時間を要することが原因であった。

避難指示区域	屋内退避指示区域	UPZ住民の自主避難率	5km圏離脱所要時間	計算条件
PAZ	左記を除くUPZ	20%	1時間40分	夏季平日昼間
牡鹿半島南部		40%	3時間20分	
離島		60%	5時間10分	

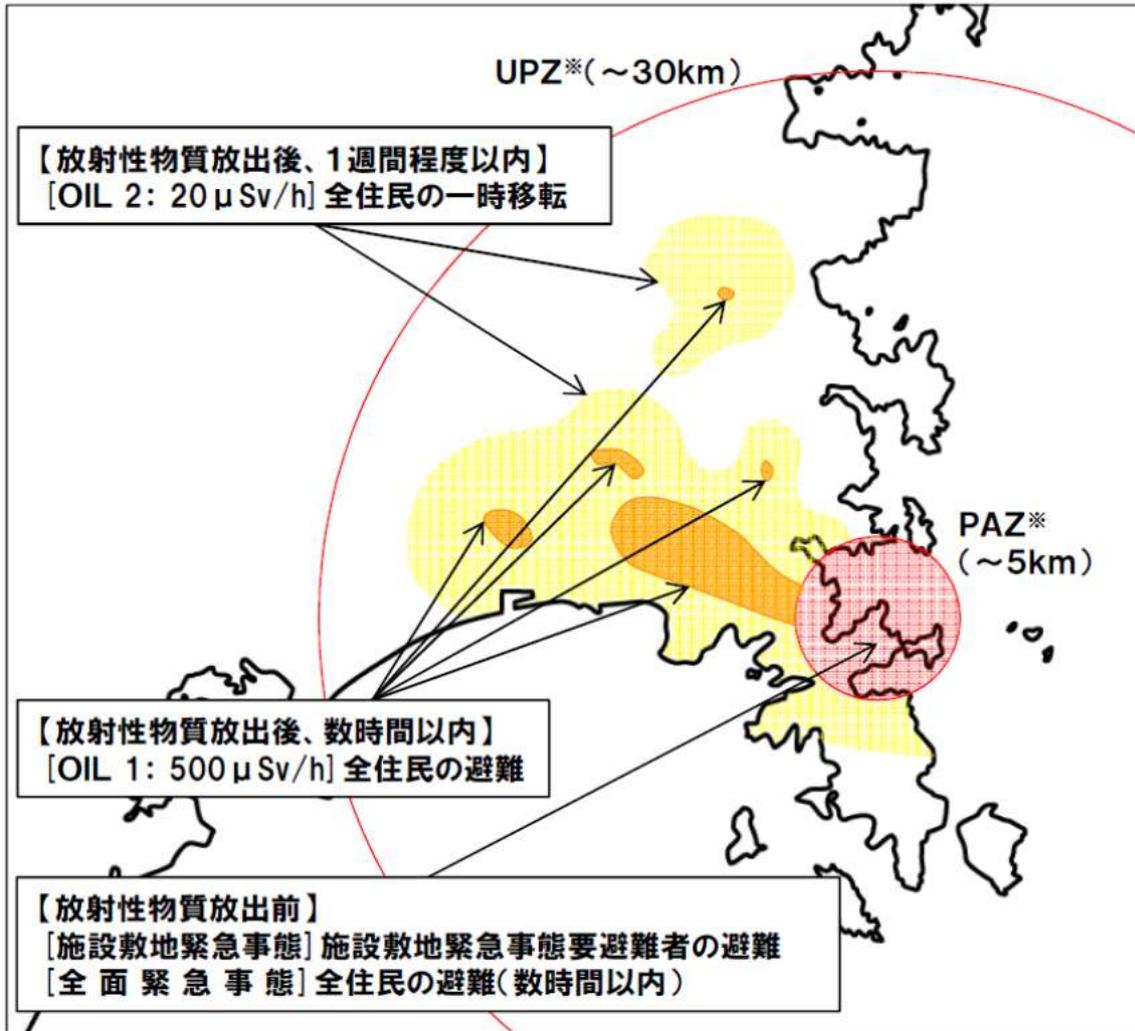
○地勢を勘案した避難手順について

PAZ以南の住民をPAZ内の住民と同時に避難させる場合、5km圏外への避難時間について、6時間弱の短縮が見込まれた。このことから、PAZ以南の住民をPAZ内住民と一体的に避難させることは、防護対策上、有効であると思われる結果となった。



(注意) ここに示したEALの順序のとおりには事態が発生するとは限らず、事態の進展によっては、全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すること。

図3-2-1 避難等指示発出に関するフロー



(注意) 本図は概念図であり、実際の災害時に同様の結果が得られるということを示しているものではない。

また、全面緊急事態以降、プラントの状況悪化に応じて、段階的に住民避難が実施されることがある。

※PAZ及びUPZの概念として同心円で範囲を記載しているが、実際の範囲は行政区域(区)を単位に定めており、本図とは形状が異なる。

図3-2-2 避難指示地域の概念図

第4章 住民への情報伝達・広報

1 住民への情報伝達体制

原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合、住民等がその発生状況や放射性物質による影響等を五感に感じることができないという特殊性を勘案し、適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保し、心理的動揺あるいは混乱を避けるため、原子力発電所における事故の状況や放射性物質の放出状況及び避難指示等の行動について、住民等への的確な情報伝達が非常に重要となる。

関係市町は、東北電力株式会社からの事故情報、国及び県からの避難及び避難準備等の情報を住民等に対して確実に伝達し共有できるように、以下に留意し、情報伝達体制を確立の上、あらかじめ細目等について定めておくこと。また、訓練等を通じ、定期的に情報伝達の手順や有効性について確認を行うこと。

(1) 迅速・的確な情報提供

迅速・的確な情報提供に当たっては、事故又は災害の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、事象の進展状況や情報提供の対象地区に応じた具体的内容をあらかじめ整理しておくこと。なお、情報伝達時における関係者の役割等を明確化しておくことが望ましい。

(2) 情報伝達手段の整備

地震や津波等との複合災害においても防災関係機関や住民等との情報連絡が途絶しないような体制を確保すること。その際は、一般回線のほか、衛星通信回線、防災行政無線、広報車両及び立看板等の活用並びに多様なメディア（テレビジョン及びラジオ放送、携帯端末の緊急速報メール等）等のあらゆる手段の活用について考慮し、複数の伝達手段を確保するよう努めること。

(3) 配慮が必要な住民等への情報伝達体制の整備

高齢者、障害児者、乳幼児、妊産婦、入院患者、外国人等の要配慮者、児童生徒、一時滞在者及びその支援者に対して、必要な情報が確実に伝達できるように多様な情報伝達手段を整備すること。

(4) 住民相談窓口の設置等

国及び県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくこと。また、運営に当たっては、住民のニーズを見極めた上で情報の収集・整理・発信を行うこと。

2 住民広報活動

前項の情報伝達体制により住民等に対して広報を実施する際には、以下に留意し、あらかじめ細目等について定めておくことにより、迅速かつ的確な住民広報ができる体制を構築しておくこと。

(1) 住民への広報を実施する際の注意

住民への広報を実施する際には、以下に留意すること。

- 迅速・的確であること
- あらゆる手段を活用すること
- 情報の発信元を明確にすること
- 事実に基づく正確なものであること
- わかりやすい表現とすること

(2) 住民への広報内容

住民への広報については、以下に例示するような伝達内容についてあらかじめ整理し、例文を準備しておくこと。

【住民への広報内容】(例)

- 災害の状況及び今後の予測
 - ・事故等の進展状況
 - ・放射性物質の放出状況
- 関係市町及び県並びに国、防災関係機関の対策状況
 - ・災害対策本部等の設置状況
- 地区（行政区画）別の住民等の取るべき行動及び注意事項
 - ・避難準備、避難及び屋内退避等の必要性及び指示
 - ・避難先、避難経路の周知
 - ・避難又は屋内退避に当たっての注意点
- その他必要と認める事項

(3) 住民への広報時期

住民への広報については、迅速かつ繰り返し広報するよう努めるものとし、情報の空白時間がなきよう定期的な情報提供に努めること。また、以下に例示する事象毎の広報の時期についても、あらかじめ整理しておくこと。

【住民への広報時期】(例)

- 原子力発電所で事故が発生した場合
- 国、県又は関係市町が警戒体制をとった際及び災害対策本部等を設置した場合
- 緊急事態区分(警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態)が変更となった場合
- 避難等指示が発令された場合
- 環境中に放射性物質が放出された（放出される見込みがある）場合
- その他必要と認める時期

第5章 住民への防護措置

1 基本的事項

(1) 段階的な防護措置と避難対象者の区分

原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合の住民への防護措置は、緊急事態区分及びO I Lに基づき、災害等の状況に応じて段階的に実施される。

避難の実施については、表5-1-1に示すとおり、緊急事態区分及びO I Lに基づき、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の別（P A Z及びU P Z）及び対象者の避難実施に係る困難さで実施時期が異なることに留意すること。

表5-1-1 避難実施時期と避難対象者の関係

避難基準	P A Z	U P Z
警戒事態	—	—
施設敷地緊急事態	施設敷地緊急事態要避難者	—
全面緊急事態	全住民 (一般住民及び施設敷地緊急事態要避難者を除く要配慮者)	※但し、プラントの状況悪化に応じて、対象地区の住民に対し、段階的に実施
O I L 1	—	対象地区の住民（一般住民及び要配慮者）
O I L 2	—	対象地区の住民（一般住民及び要配慮者）

【参考】要配慮者、避難行動要支援者及び施設敷地緊急事態要避難者について

要配慮者、避難行動要支援者及び施設敷地緊急事態要援護者は、災対法、原子力災害対策指針に定義されている。

○要配慮者

災害時に限定せず、一般に配慮を要する者を意味し、具体的には高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等。

○避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者。なお、災対法第四十九条の十により、市町村長は当該市町村に居住する避難行動要支援者について名簿を作成することが義務づけられている。

○施設敷地緊急事態要避難者

①避難行動要支援者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者、②安定ヨウ素剤を事前配布されていない者、③安定ヨウ素剤の服用不適切者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。

なお、①について「避難の実施に通常以上の時間がかかる」とは、入院患者のように移動手段として特別な車両等を要するような、避難に時間を要するケースを国は想定しており、自ら避難できる者、避難行動要支援者であっても家族や周辺住民等の支援により、他の住民と一緒に避難ができる者は該当しない。

(参考) 共通課題についての対応方針（平成25年10月9日 原子力防災会議連絡会議コアメンバー会議）

(2) 避難等の防護措置を実施する際の原則

① P A Z 及び U P Z 全域に関すること

- ・ 自然災害発生時等、状況により避難が実施できない場合又は原子力災害時の対応を行うことにより生命の危険性が高まる場合は、屋内退避（コンクリート屋内退避が望ましい）を実施し、避難が実施できる状況への好転を待つとともに、国、県、関係市町及び防災関係機関による救助を待つこと。
- ・ 一時集合場所等からバス等の車両、船舶及びヘリコプター等の交通手段にて避難を実施する際には、避難の優先順位が高い者から順に輸送すること。

② P A Z に関すること

- ・ 即時避難を実施するため自宅等に戻ることなく、避難指示が発令された時点の所在地から避難を行うこと。

③ U P Z に関すること

- ・ 避難準備に関する情報が連絡（広報）された段階で自宅に戻り、避難指示が発令された際には自宅から避難すること。但し、事故の進展状況により避難指示発令までに帰宅できないことが見込まれる場合や、自然災害発生等の理由により所在地から帰宅できない場合には、所在地から避難を行うこと。
- ・ P A Z に対して避難指示が発令された際には、U P Z に対して屋内退避指示を行い、速やかに対象地区へ住民広報を行い、屋内退避を実施すること。

(3) 避難手段

避難対象地域の住民は、自助・共助を優先しながら避難を実施するが、避難が困難な住民については、国、県又は関係市町の準備する交通手段により避難を行うこととし、住民は関係市町の指示により、次の交通手段で避難を行うものとする。なお、関係市町は自力で避難することが困難な住民数をあらかじめ把握し、バス等の避難用車両の必要数を把握しておくこと。その際、複合災害等により自力による避難者が限定される場合も想定すること。

【一般住民】

① 自家用車及び所有船舶による避難

自家用車を所有し、避難所まで移動可能な住民又は船舶を所有し、一時集合場所近辺の港湾若しくは漁港まで移動可能な住民は、自力で自家用車又は所有船舶により目的地まで移動する。なお、共助及び避難経路の渋滞緩和の観点から、交通手段を有していない近隣住民等との乗り合わせを原則とする。

また、原子力災害時においてはガソリン等の燃料が入手困難となる場合も想定されることから、平時から住民に対し、自家用車又は所有船舶の燃料について避難を実施できる程度の残量を確保しておくよう啓発を行うこと。

② バス等の車両による避難

自家用車により避難所まで移動できない住民は、あらかじめ定める一時集合場所に集合し、当該場所から国、県又は関係市町が確保した避難用の車両（民間バス、自衛隊車両等）により目的地まで移動する。

③ 船舶、ヘリコプター等による避難

離島地区や交通遮断地区等、陸路による避難が実施できない場合は、国又は県が自衛隊及び海上保安庁等に要請し確保した船舶やヘリコプターにより避難を実施する。

原則として、出発地点は「参考資料3 道路、鉄道、港湾等に関する資料」の2-2に示す港湾等及び3-2に示すヘリポート適地とする。なお、複合災害の状況等により出発地点が使用できない際を考慮し、複数の出発地点候補を検討すること。

到着地点の港湾又はヘリポート等からは、国、県又は関係市町が確保した避難用の車両（民間バス、自衛隊車両等）により避難所まで移動する。

また、船舶及びヘリコプター以外にも利用できる輸送手段についても検討し、あらゆる手段を用いた避難計画を検討すること。

【要配慮者】

一般住民の避難手段による避難が適当ではないと判断される場合には、一般住民の避難手段に福祉車両、救急車、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせること。

(4) 避難時の注意

① 安定ヨウ素剤の受領

避難指示と同時に安定ヨウ素剤の配布指示が発令された場合、配布対象となる住民等は県又は関係市町が指定する配布場所を経由し、安定ヨウ素剤を受領すること。

② 避難退域時検査の実施

住民等（放射性物質が原子力発電所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民等を除く。）のうち、傷病等により救急車で搬送されている者及び避難のため搬送中の病院等入院患者以外の者は、県が国及び防災関係機関等と連携しながら設置する退域検査ポイントを経由し、車両、避難住民又は携行品等の避難退域時検査（放射性物質の付着状況の検査）を受け、基準値を超える検査結果が得られた際には、除染等の措置を受けてから避難を継続すること。

なお、設置場所については、原則としてUPZの外側とし、県は避難経路等を勘案の上、国及び関係市町等と協議して、あらかじめ具体的な設置場所を定めることとする。

また、県は、今後国から示される避難退域時検査及び除染等の防護措置を実施する基準並びに避難退域時検査の実施時期及び実施方法等を踏まえて、避難退域時検査に係る具体的な手順を定めることとする。

(5) 避難関係情報の周知

住民等が混乱せず、迅速かつ適切に避難を実施することができるよう、関係市町はあらかじめ以下の項目について住民等へ周知すること。

- 原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に取りべき行動
- 段階的な防護措置の考え方
- 避難等が発令される時期、避難の手段及び基本的な避難候補経路
- 地区（行政区画）の一時集合場所、安定ヨウ素剤の配布場所、退域検査ポイント、避難先自治体名及び避難所受付ステーションの場所

2 一般住民の避難

(1) 避難の流れ

関係市町は、国若しくは県から避難等指示があった場合、又は関係市町独自の判断により避難等を実施する際には、速やかに避難対象地区へ住民広報を行い、避難等を実施すること。

なお、原則として、避難実施時期と避難対象者については、本章1(1)、避難手段及び方法については本章1(2)に依ること。以下に避難時のポイントを示し、避難の流れのイメージを図5-2-1に示す。

【避難時のポイント】

- ・ 避難手段は、①～③とする。
 - ①自家用車及び所有船舶による避難
 - ②一時集合場所からのバス等の車両による避難
 - ③離島地区や交通遮断地区等、①又は②が選択できない場合は船舶、ヘリコプター等による避難
- ・ 避難指示と同時に安定ヨウ素剤配布の指示が発令された場合、配布場所を経由し、安定ヨウ素剤を受領すること。
- ・ 避難経路上に設置する「退域検査ポイント」を経由すること。(放射性物質が原子力発電所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民等を除く。)
- ・ 基本的に避難先自治体に設置する「避難所受付ステーション」にて、避難先の指示を受け、避難施設まで移動すること。

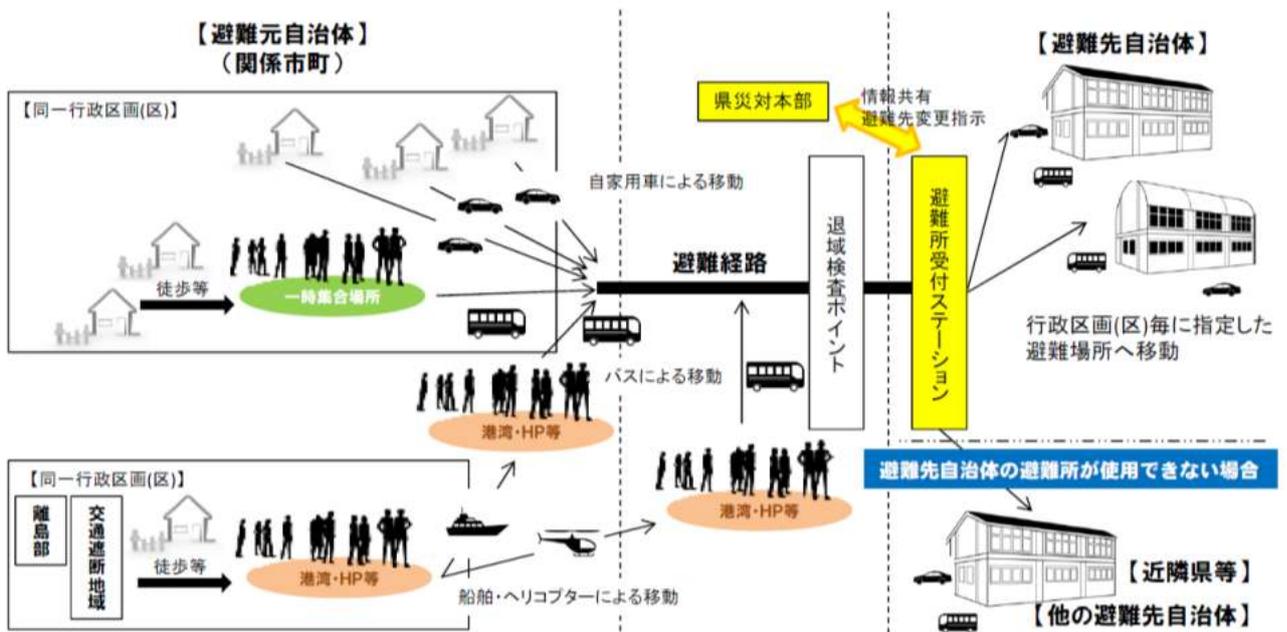


図5-2-1 一般住民の避難イメージ

(2) 園児、児童及び生徒への措置

① P A Z 及び U P Z 全域に関すること

各学校等では本書のほか、「学校防災マニュアル作成ガイド」（平成24年10月 宮城県教育委員会）、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）」等を参考としながら、原子力災害時等に適切に行動できるよう、マニュアルを作成しておくこと。

② P A Z に関すること

園児、児童及び生徒が学校等に在学の際に女川原子力発電所で事故が発生し、かつ事象の進展状況が急激ではない場合は、警戒事態から住民の避難準備指示が実施される施設敷地緊急事態までの放射性物質が環境中に放出されていない期間に、園児、児童及び生徒を保護者に引き渡し、帰宅させて、避難指示発令時に自宅から避難させることは、家族単位での避難実施や子どもへの心理的配慮の観点で有効である。但し、この判断には十分な事故状況の把握による判断が必要であるので、関係市町は、学校等に対して十分な情報連絡を行い、必要に応じて帰宅の助言を行うこと。

なお、事故の進展状況により避難指示発令までに帰宅できないことが見込まれる場合、自然災害発生等の理由により帰宅できない場合及び在学中に避難指示が発令された場合には、学校等からバス等の輸送手段により、集団避難を実施すること。

③ U P Z に関すること

園児、児童及び生徒が学校等に在学の際に女川原子力発電所で事故が発生し、屋内退避の指示が発令された場合には、屋内退避を実施すること。

また、避難準備に関する情報が連絡（広報）された場合は、原則として、園児、児童及び生徒を保護者に引き渡し、帰宅させて、避難指示が発令された際には自宅から避難すること。

(3) 一時滞在者への措置

県及び関係市町は、観光客等の一時滞在者に対して災害情報を防災行政無線、テレビジョン及びラジオ放送並びに携帯端末の緊急速報メールを活用し伝達するほか、観光関係団体等を通じて、迅速かつ滞りなく伝達し、状況に応じて早期の帰宅等を促す。

避難等指示が発令された段階で避難等対象地域に滞在している一時滞在者については、即時帰宅させるとともに、帰宅が困難な者については、適切な誘導により最寄りの一時集合場所に集合させ、住民とともにバス等により避難を行う。

～MEMO～

3 要配慮者（施設敷地緊急事態要避難者を含む）の避難

(1) 在宅の要配慮者

在宅の要配慮者について、以下に避難時のポイント及び一般住民の避難と異なる点について示し、避難の流れのイメージを図5-3-1に示す。

なお、避難計画策定時には本書のほか、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月 宮城県）を併せて参考とすること。

【避難時のポイント】

- ・ 避難手段は、一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、救急車、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、住民の状態に応じた避難手段とすること。
- ・ 避難経路上に設置する「退域検査ポイント」を経由すること。（放射性物質が原子力発電所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民等を除く。）
- ・ 救急車による避難については、その緊急性から必ずしも避難経路に依らなくてよく、「退域検査ポイント」を経由しなくてよい。
- ・ 基本的に避難先自治体に設置する「避難所受付ステーション」にて、避難先の指示を受け、行政区画(区)毎に定められる一般の避難所に避難するが、その後、必要に応じて福祉避難所に移送すること。

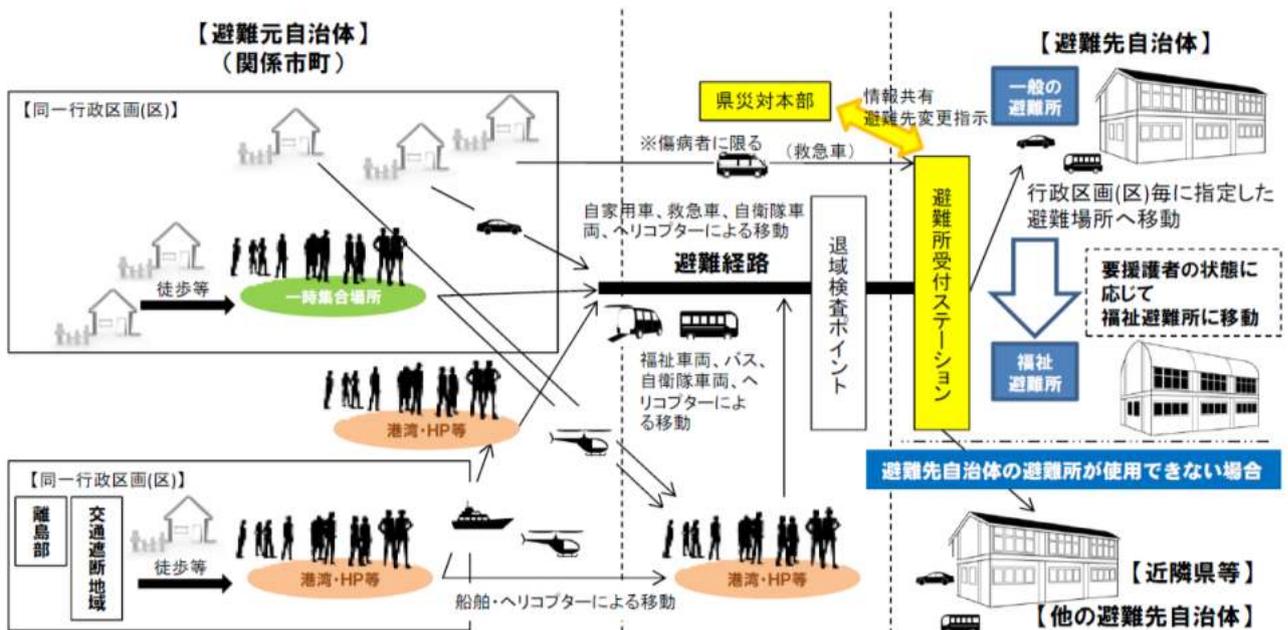


図5-3-1 在宅の要配慮者の避難イメージ

① 避難手段

一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、救急車、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、住民の状態に応じた以下の避難手段とすること。

i) 自身又は介助者が同伴することにより、自力で避難が可能な住民については、自家用車

で避難すること。

- ii) 自力の避難ができないが、自身若しくは介助者が同伴することにより、一時集合場所まで移動が可能な住民については、当該場所から国、県又は関係市町が確保した避難用の輸送手段により避難を実施すること。その際は、関係市町長が準備している避難行動要支援者名簿及び当日の実情から、車両（民間バス、自衛隊車両等）、福祉車両又はヘリコプター等を確保し、住民の状態に応じて輸送手段を適切に選択すること。
- iii) 自力の避難ができず、一時集合場所までの移動も困難な住民については、自宅から国、県又は関係市町が確保した避難用の輸送手段により避難を実施すること。その際は、車両（救急車、自衛隊車両等）、ヘリコプター等を確保し、住民の状態（傷病の状況等）に応じて輸送手段を適切に選択すること。

② 避難経路

一般住民の避難経路と同一とする。但し、避難手段に救急車を選択した住民については、その緊急性から必ずしも避難経路に依らなくてよく、また、同理由から退域検査ポイントを経由しなくてよい。

③ 避難場所

基本的に一般住民と同一として、行政区画（区）毎に定められる一般の避難所に避難するが、その後、必要に応じて福祉避難所に移送すること。

④ 施設敷地緊急事態要避難者に関すること

施設敷地緊急事態時に避難を実施する際、避難対象者である施設敷地緊急事態要避難者が避難の途中又は避難後の生活時に介助者を必要とする場合、介助者が施設敷地緊急事態要避難者に該当しなくとも同時に避難してよい。

～MEMO～

【参考】福祉避難所について

福祉避難所とは、要援護者（高齢者、障害者等）が安心して生活ができる体制を整備（段差の解消やスロープの設置、情報関連機器（ラジオ、テレビ、電光掲示板）の整備等）した避難所である。

耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、バリアフリー化されている老人福祉センター等の既存施設を利用して設置することができるほか、一般の避難所の一室を利用して設置することも可。

（参考）中央防災会議災害時の避難に関する専門調査会（第5回）配付資料（平成23年2月24日 内閣府）

(2) 通所施設の利用者

通所施設の利用者について、以下に避難時のポイント及び一般住民の避難と異なる点について示し、避難の流れのイメージを図5-3-2に示す。

なお、避難計画策定時には本書のほか、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」(平成25年12月 宮城県)を併せて参考とすること。

- 【避難時のポイント】**
- ・ あらかじめ施設毎に定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、利用者を避難又は屋内退避させること。
 - ・ 避難指示までに帰宅できない場合等を除き、原則として、避難準備に関する情報が発出された段階で利用者を帰宅させ、避難指示発令時には、自宅から避難すること。
 - ・ 避難の実施により利用者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合がある。
 - ・ 避難手段は、一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、利用者の状態に応じた避難手段とすること。
 - ・ 避難準備に関する情報が発出された段階で関係市町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡すること。
 - ・ 避難経路上に設置する「退域検査ポイント」を経由すること。(放射性物質が原子力発電所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民等を除く。)
 - ・ 基本的には福祉避難所に避難するが、一般の避難所での生活が可能な者は、一般の避難所に避難する。

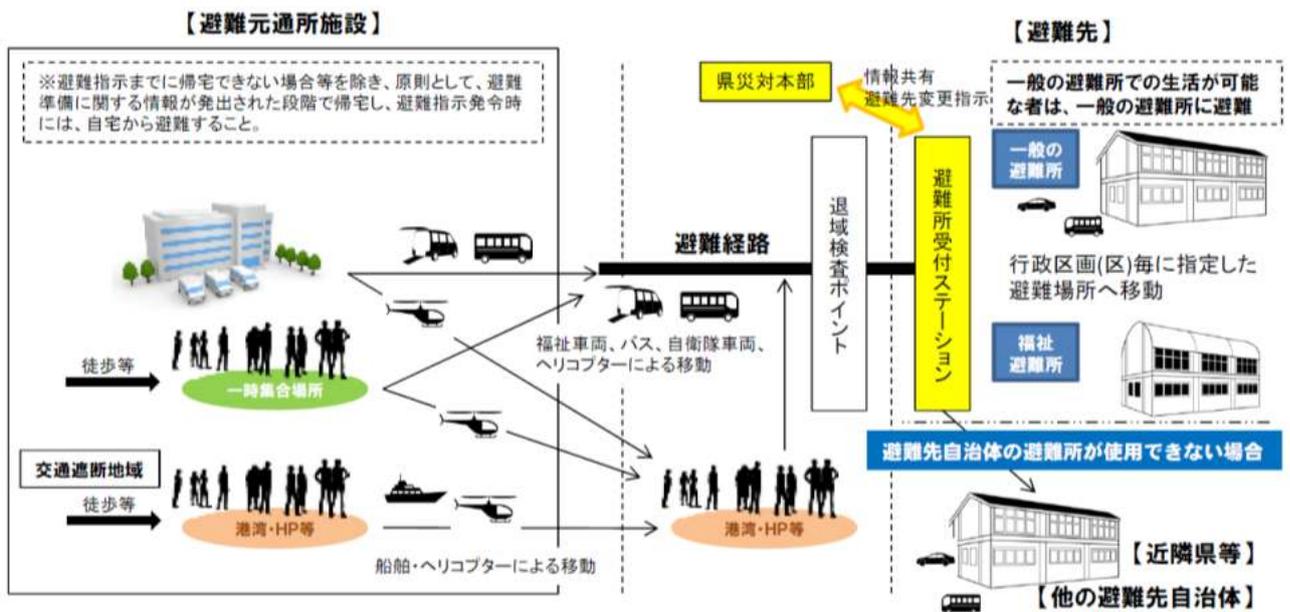


図5-3-2 通所施設の避難イメージ

① 基本的事項

- i) 通所施設は、避難等指示が発令された場合は、あらかじめ施設毎に定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、利用者を避難又は屋内退避させること。
- ii) 避難指示までに帰宅できない場合等を除き、原則として、避難準備に関する情報が発出された段階で利用者を帰宅させ、避難指示発令時には、自宅から避難すること。
- iii) 利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡すること。
- iv) 避難の実施により利用者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意すること。

② 避難手段

一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、通所施設の状態に応じた以下の避難手段とすること。

- i) 通所施設が所有する車両を最大限活用し、自力による避難に努めること。
- ii) 自力の避難ができないが、利用者自身若しくは介助者が同伴することにより、一時集合場所まで移動が可能な利用者については、当該場所から国、県又は関係市町が確保した避難用の輸送手段により避難を実施すること。その際、当日の実情から、車両（民間バス、自衛隊車両等）、福祉車両又はヘリコプター等の輸送手段を必要とする場合には、避難準備に関する情報が発出された段階で関係市町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡すること。
- iii) 自力の避難ができず、一時集合場所までの移動も困難な利用者については、通所施設から国、県又は関係市町が確保した車両（民間バス、自衛隊車両等）、福祉車両又はヘリコプター等の輸送手段により避難を実施すること。その際、避難準備に関する情報が発出された段階で関係市町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡すること。

③ 避難場所

基本的には福祉避難所に避難するが、一般の避難所での生活が可能な者は、一般の避難所に避難すること。

~MEMO~

(3) 社会福祉施設の入所者

社会福祉施設の入所者について、以下に避難時のポイント及び一般住民の避難と異なる点について示し、避難の流れのイメージを図5-3-3に示す。

なお、避難計画策定時には本書のほか、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」(平成25年12月 宮城県)を併せて参考とすること。

- 【避難時のポイント】**
- ・ あらかじめ施設毎に定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難又は屋内退避させること。
 - ・ 帰宅が可能な入所者又は利用者については、避難準備に関する情報が発出された段階で帰宅させ、避難指示発令時には、自宅から避難させることは差し支えない。
 - ・ 避難の実施により入所者又は利用者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合がある。
 - ・ 避難手段は、一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、入所者又は利用者の状態に応じた避難手段とすること。
 - ・ 避難準備に関する情報が発出された段階で関係市町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡すること。
 - ・ 避難経路上に設置する「退域検査ポイント」を経由すること。(放射性物質が原子力発電所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民等を除く。)
 - ・ 社会福祉施設があらかじめ定めた受入先社会福祉施設に避難を実施すること。なお、受入先の調整に時間を要する場合には、一般の避難所に避難させ、その後、受入先に移送すること。

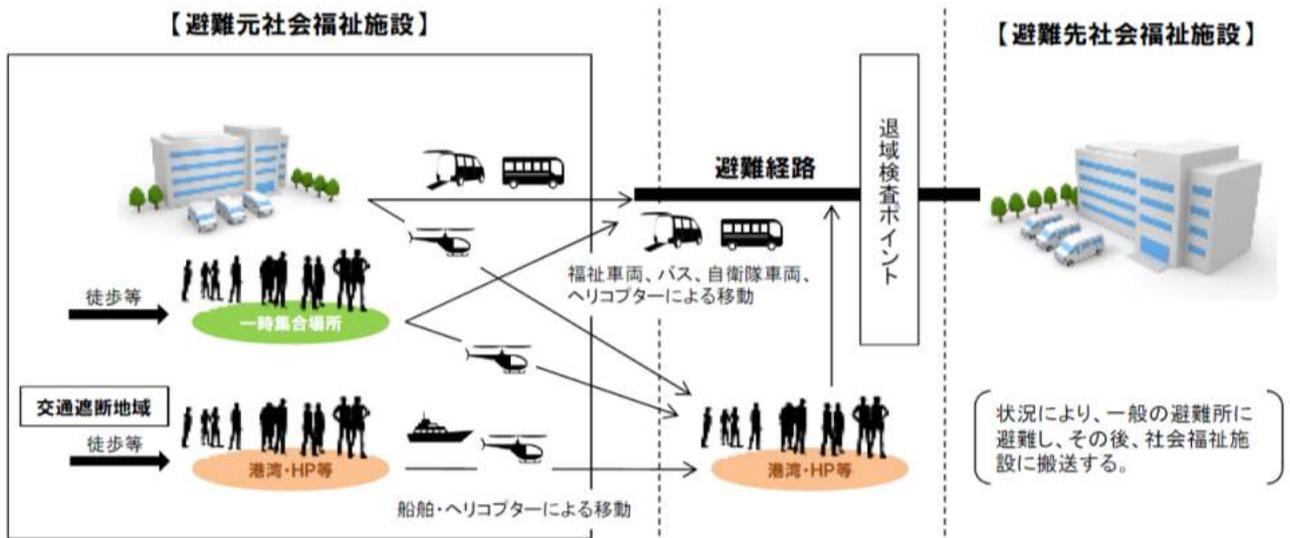


図5-3-3 社会福祉施設の避難イメージ

① 基本的事項

- i) 社会福祉施設は、避難等指示が発令された場合は、あらかじめ施設毎に定めた避難計画

- 等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難又は屋内退避させること。
- ii) 帰宅が可能な入所者又は利用者については、避難準備に関する情報が発出された段階で帰宅させ、避難指示発令時には、自宅から避難させることは差し支えない。
 - iii) 入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡すること。
 - iv) 県は、社会福祉施設からの避難が県内の他の施設では対処できない場合は、周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。
 - v) 避難の実施により入所者又は利用者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意すること。

② 避難手段

一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、社会福祉施設の状態に応じた以下の避難手段とすること。

- i) 社会福祉施設が所有する車両を最大限活用し、自力による避難に努めること。
- ii) 自力の避難ができないが、入所者又は利用者自身若しくは介助者が同伴することにより、一時集合場所まで移動が可能な入所者又は利用者については、当該場所から国、県又は関係市町が確保した避難用の輸送手段により避難を実施すること。その際、当日の実情から、車両（民間バス、自衛隊車両等）、福祉車両又はヘリコプター等の輸送手段を必要とする場合には、避難準備に関する情報が発出された段階で関係市町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡すること。
- iii) 自力の避難ができず、一時集合場所までの移動も困難な入所者又は利用者については、社会福祉施設から国、県又は関係市町が確保した車両（民間バス、自衛隊車両等）、福祉車両又はヘリコプター等の輸送手段により避難を実施すること。その際、避難準備に関する情報が発出された段階で関係市町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡すること。

③ 避難場所

社会福祉施設が施設毎に定めた避難計画等にあらかじめ定めている受入先の社会福祉施設に避難を実施すること。なお、受入先社会福祉施設の調整に時間を要する場合には、避難を優先させるために一時的に一般の避難所に避難させ、その後、受入先社会福祉施設に移送すること。

(4) 病院等の入院患者

病院等の入院患者について、一般住民の避難と異なる点について以下に示し、避難の流れのイメージを図5-3-4に示す。

- 【避難時のポイント】**
- ・あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に入院患者、外来患者、見舞客等を避難、他の医療機関への転院又は屋内退避させること。
 - ・避難の実施により患者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合がある。
 - ・避難手段は、福祉車両、救急車、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、病院等の状態に応じた避難手段とすること。
 - ・患者の搬送という緊急性から必ずしも避難経路に依らなくてよく、「退域検査ポイント」を経由しなくてよい。
 - ・受入先の調整に時間を要する場合には、一般の避難所に避難させ、その後、受入先に移送すること。

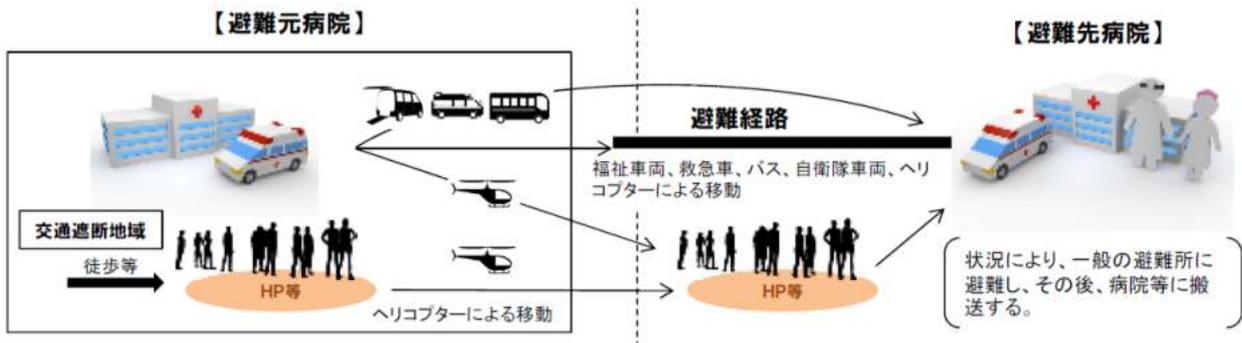


図5-3-4 病院の避難イメージ

① 基本的事項

- i) 避難等指示が発令された場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難、他の医療機関への転院又は屋内退避させること。
- ii) 入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡すること。
- iii) 県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。
- iv) 避難の実施により患者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意すること。

② 避難手段

福祉車両、救急車、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、病院等の状態に応じた以下の避難手段とすること。

- i) 病院等が所有する車両を最大限活用し、自力による避難に努めること。
- ii) 自力の避難ができない場合には、病院から国、県又は関係市町が確保した車両（民間バス、自衛隊車両等）、福祉車両、救急車又はヘリコプター等の輸送手段により避難を実施すること。その際、避難準備に関する情報が発出された段階で関係市町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡すること。

③ 避難経路

患者の搬送という緊急性から必ずしも避難経路に依らなくてよく、また、同理由から退域検査ポイントを経由しなくてよい。

④ 避難場所

受入先病院等の調整に時間を要する場合には、患者の状態に応じて、一般の避難所に可能な者は一時的に一般の避難所に避難させ、その後、受入先病院等に移送すること。

(5) 外国人への措置

県及び関係市町は、外国人県民や外国人観光客に対して、災害情報、避難等指示及び避難準備に関する情報等が正しく伝達できるよう、地域国際化協会等と連携し、外国語や平易な日本語により広報車や防災行政無線のほか、インターネットや SNS 等により、情報提供を行うこと。なお、一斉に伝達を行う情報についても、多言語情報とすることが望ましい。

(6) 各施設別の避難計画の策定**① 病院等医療機関**

病院等医療機関の管理者は、県及び関係市町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難等計画を作成すること。

また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。

② 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び関係市町と連携し、原子力災害時における避難所・避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難等計画を作成すること。

また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、県内のUPZ地域外の地域や周辺都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

第6章 避難住民の支援体制等

1 避難所及び福祉避難所の開設

(1) 基本的事項

避難所、福祉避難所及び避難所受付ステーションの開設並びに避難住民の誘導等の受入に係る対応については、避難開始が切迫若しくは避難を実施している状況下で行うものであり、県及び関係市町は住民防護に対して組織の全力を挙げなければならない状況である。

当該状況を勘案し、避難住民受入に係る初期対応については、避難先自治体が主体的に実施するものとし、仔細については関係市町との取り決め等を行うこととする。

(2) 初期の対応

① 災害に係る情報連絡及び避難所等の開設要請

県は、東北電力株式会社及び国から通報連絡を受けた事項について、避難先自治体に情報連絡するものとする。

【警戒事態】 必要に応じて、情報連絡を実施。

【施設敷地緊急事態】 住民避難を円滑に実施することを目的として、情報連絡を実施。

なお、避難所等の開設が必要と認められた場合には、随時、県又は関係市町が避難先自治体にその旨を要請することとする。

② 開設等の順序

避難所等の開設順序については、以下のとおりとする。

・ 避難所受付ステーションの開設

避難先自治体は受付等の設営を行い、あらかじめ避難先自治体と調整して準備していた避難元自治体行政区画（区）毎の「避難所割り当て案」を準備すること。



・ 避難所及び福祉避難所の開設

避難先自治体職員等は、「避難所割り当て案」に定めた避難所等に職員等を派遣し、使用可能か確認するとともに、使用可能であれば、順次、避難所等の設営を行う。

また、「避難所割り当て案」に定めた避難所が使用不可能な場合には、避難所割り当て案で指定されている他の避難所への割り当てを調整する。



・ 県災害対策本部への連絡

避難先自治体は自らの自治体のみでの対応が困難な場合は、その状況を県災害対策本部へ連絡する。

県災害対策本部は、全避難所受付ステーションからの情報を集約し、空き避難所かつ暫くの間は避難指示が発令されない見込みの地区の避難所を把握しておき、必要に応じて、県内他市町村若しくは近隣県等の避難所に再割り当てを行い、該当自治体（避難所受付ステーション）に結果を通知する。



・避難所への避難住民の割り当て

避難所受付ステーションに住民到着後、避難所割り当て案（県災害対策本部から再割り当て案が示された場合には当該案）に従い、住民に対して避難所を案内する。

2 避難所及び福祉避難所の運営

（1）初期の対応

- ① 避難先自治体は、避難元自治体である関係市町の職員が到着するまでの間、避難所及び福祉避難所の運営に当たること。
- ② 関係市町職員は、可能な限り住民避難に同行あるいは避難開始後の早期に避難所へ移動し、避難所及び福祉避難所の運営について避難先自治体から関係市町へ速やかに移管させること。その際、避難所及び福祉避難所の運営を関係市町職員が実施できない場合には、避難住民又は災害ボランティア等の協力を得て、自主運営を実施できるようにすること。

（2）運営全般に係る事項

- ① 関係市町は、各避難所に避難所責任者を配置し、各関係市町の災害対策本部と緊密な連携を図りながら、災害地域住民等に係る記録等の作成や避難住民に対する情報提供及び必要な指示等を実施できる体制を整えること。また、避難所責任者には、男女両方を配置するよう努めること。
- ② 避難所及び福祉避難所の施設管理については、運営主体に関わらず、当該施設の施設管理者が行うこと。
- ③ 福祉避難所の運営については、本書のほか、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月 宮城県）を併せて参考とすること。
- ④ 避難先の指定を受けていない避難住民の流入により、当該避難所の収容可能人員を超過するおそれがある場合には、避難所受付ステーションを通じて県災害対策本部へ避難所の再割り当てを依頼すること。
- ⑤ 必要物資の確保については、以下のとおりとする。
 - i) 避難所及び福祉避難所にて必要となる食糧及び毛布等の救援物資については、県及び関係市町が国、関係機関及び避難先自治体等に対して支援の要請を行い、迅速に必要な数を確保するものとする。なお、関係市町においても、避難所及び福祉避難所において可能な限り自らの備蓄物資を有効活用するよう努めること。また、救援物資の選定に当たっては、女性や子育て家庭の避難生活に配慮すること。
 - ii) 福祉避難所にて特別に必要な物資については、県及び関係市町が国、関係機関及び避難先自治体等に対して支援の要請を行い、迅速に必要な数を確保するものとする。

3 避難が長期化した場合の対応

県及び関係市町は、国の協力を得て、早期に応急仮設住宅、賃貸住宅等への移転ができるように努めるものとする。その際には、避難住民の健康状態の把握等を実施し、高齢者、障害者の優先的

入居に努めるものとする。